

重要事項説明書

筆の都ショートステイ

1:事業者

事業者の名称	有限会社 大瀬戸ビル
法人所在地	広島県安芸郡熊野町川角一丁目4番12号
法人種別	有限会社
代表者氏名	大瀬戸 量子
電話番号	082-854-8586

2:ご利用施設

施設の名称	筆の都 ショートステイ
施設の目的	介護保険法に基づく介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護サービスの提供
施設の住所	広島県安芸郡熊野町川角一丁目4番21号
施設の電話番号	082-847-2525
施設のFAX番号	082-847-2526

3:事業の種類

指定短期入所生活介護(ユニット型)・指定介護予防短期入所生活介護(ユニット型)
介護保険事業所番号:3473100919(指定:平成21年4月1日),定員21名

4:事業の目的と運営の方針

【事業の目的】

この事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び、機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る事を目的とします。

【事業運営の方針】

・当事業にあつては、利用者の意思及び、人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう努めます。また、市町、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

5:施設の概要

【敷地と建物】

敷地	1332. 99m ²	
建物	構造	鉄骨造準耐火建物
	延床面積	699. 44m ²
	利用定員	21名
設備	共同生活室	1室 (73. 2m ²) 1室 (78. 8m ²)
	浴室	一般浴室1室(11. 8m ²) 特殊浴室1室(15. 0m ²)
	便所	2ユニットで7箇所
	居室	全個室21室 (10. 9m ² ～11. 2m ²)

6:ご利用料金

介護報酬の告示上の額(但し法定代理受領の場合は居宅介護サービス基準額の介護保険負担割合証の利用者負担の割合相当、法定代理受領でない場合は、居宅介護サービス基準額相当額です)

【法定代理受領の場合】

介護保険法等に基づき定められた(介護予防)短期入所生活介護の介護報酬額

要介護度	1日あたり
要支援1	561
要支援2	681
要介護1	746
要介護2	815
要介護3	891
要介護4	959
要介護5	1028

- ・ 上記の金額の他、サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22単位/日
- ・ 看護体制加算(Ⅱ) 8単位/日
(看護体制加算(Ⅱ)は要介護1～5の方のみ加算がつきます。)
- ・ 送迎を行う場合、片道につき184単位/回
- ・ 介護従事者処遇改善加算 17.6%
- ・ 若年性認知症利用者受入加算として、対象利用者の方は、120単位/日
- ・ 緊急短期入所受入加算として、当該緊急利用者の方は、90単位/日
(算定対象期間は原則として7日以内、14日を限度とします。)

【介護保険外日額利用料】

- ・ 賃料及び食費等については、賃料2066円/日、食費:1800円/日(朝食 450円、昼食・おやつ 800円、夕食 550円)、電気代1つにつき(電気製品持込みの場合)100円/日、日常生活費100円/日
- ・ 利用者負担第1段階～3段階の方は、自己負担限度額となります。
- ・ 詳細に付いてはお気軽に生活相談員までお問い合わせください。

【キャンセル料】

利用者の都合でサービスを中止にする場合には、以下の時間までにご連絡ください。連絡がない場合は、食費相当分をキャンセル料としていただきます。

朝食：前日16時まで
昼食：当日10時まで
夕食：当日15時半まで

(連絡先)「筆の都ショートステイ」 (電話)：(082)847-2525

7:居宅サービスの概要

【介護保険給付サービス】

・短期入所生活介護サービス計画の立案

管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、利用者が自立した日常生活を営むことが出来るように支援する上で、解決すべき課題を適切な方法により把握し、他の当事業所の従業者と協議の上、提供するサービスの目標や内容、サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した(介護予防)短期入所生活介護計画案を作成します。

・食事

1. 栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮した、バラエティーに富んだ食事を提供いたします。
2. 食事は出来るだけ離床して共同生活室で摂って頂けるように配慮します。
食事時間 朝食:8:00～9:00 昼食:12:00～13:00 夕食:17:30～18:30

・排泄

1. 利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
2. オムツを使用する方に対しては、適宜交換いたします。

・入浴

1. 年間を通じて週2回以上の入浴または、清拭を行います。
2. 寝たきり等で座位の取れない方は、特別入浴(機械を用いての入浴)も可能です。

・離床、着替え、整容等

1. 寝たきり防止の為、できるだけ離床に配慮します。
2. 生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
3. 個人としての尊厳を配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。
4. シーツ交換は、週に1回行います。(必要な場合は適宜交換します)

・送迎について

事業所の通常送迎の実施地域は、安芸郡、広島市(安芸区、南区、中区)、東広島市(黒瀬町)、呉市(呉市中央(朝日町、吾妻、内神町、畝原町、江原町、上内神町、上長迫町、上二河町、上畑町、上平原町、上山田町、郷町、三条、三和町、清水、下山田町、宝町、中央、寺本町、長迫町、中通、長ノ木町、二河峡町、二河町、西愛宕町、西片山町、西鹿田、西惣付町、西辰川、西谷町、西中央、西畑町、西三津田町、東愛宕町、東片山町、東鹿田町、東惣付町、東辰川町、東中央、東畑、

東三津田町、平原町、伏原、望地町、本通、本町、溝路町、南辰川町、八幡町、山手、両城、和庄、和庄登町、和庄本町、海岸、新宮町、瀬戸見町、築地町、西川原石町、西塩屋町、晴海町、東川原石町、東塩屋町、若葉町)

昭和地区(神山、栃原町、苗代町、焼山(打田)、焼山泉ヶ丘、焼山北、焼山此原町、焼山桜ヶ丘、焼山中央、焼山西、焼山東、焼山ひばりヶ丘町、焼山本庄、焼山政畝、焼山松ヶ丘、焼山三ツ石町、焼山南、焼山宮ヶ迫、押込、押込西平町)

郷原地区(郷原町、郷原野路の里、郷原学びの丘)

阿賀地区(阿賀北、阿賀中央、阿賀町)

広地区(阿賀南、広石内、広駅前、広大新開、広大広、広杭本町、広古新開、広塩焼、広白石、広白岳、広末広、広多賀谷、広津久茂町、広徳丸町、広中迫町、広中新開、広中町、広名田、広文化町、広弁天橋町、広本町、広町田、広三芦、広横路、広吉松、広両谷)

天応地区(天応塩谷町、天応伝十原町、天応西条、天応東久保、天応福浦町、天応南町、天応宮町、梅木町、大山町、汐見町、長谷町、弥生町)

吉浦地区(吉浦池ノ浦町、吉浦岩神町、吉浦新町、吉浦神賀町、吉浦潭鼓町、吉浦中町、吉浦西城町、吉浦 東本町、吉浦東町、吉浦本町、吉浦松葉町、吉浦宮花町、)

宮原地区(青山町、宮原5丁目まで)とする。

・機能訓練

看護、介護職員が利用者の心身の状況をふまえ、日常生活、レク・行事の実施、機能訓練などを通じて日常生活機能の改善又は維持に努めます。

・健康管理

常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な処置を講じます。
(病院受診等の必要性が発生した場合は、ご家族対応となります)

・相談および援助

当事業所は利用者およびその家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行います。

・社会生活上の便宜

当事業所では、事業所での生活を実りあるものとするために、適宜クラブ活動、レクリエーション等を企画します。

【介護保険外サービス】

・その他

緊急搬送等によりスタッフが同行した場合には、費用が発生することがあります。

8:お支払い方法

1. 自己負担金については、ご利用月料金合計額の請求書及び明細書を、翌月の15日までに送付致しますので該当金額をご利用月の翌月20日までに次のいずれかの方法によりお支払い下さい。

(A) 自動口座引落

ご指定のゆうちょ銀行の口座から月1回引落とし致します。手数料は法人が負担いたします。

(B)銀行振込

期日までに広島銀行またはゆうちょ銀行の指定口座にお振込をお願いします。
手数料は利用者負担となります。

(C)現金での支払い

事務所に現金を持参されお支払いされる場合は、事務員・相談員・管理者が受付をさせていただきます。

上記職員が不在時、デイサービス筆の都事務員も対応いたします。

※集金管理上、他の職員では受付できかねますので、ご注意ください。

2. 上記利用者負担金は、「法定代理受領(現物支給)」の場合について記載しています。「償還払い」となる場合は、いったん使用者が利用料(10割)をご負担頂き、その後に市町に対して保険給付分(9割又は8割、7割)を請求することになります。

9:営業日

営業は年中無休とします。(土曜日、日曜日は送迎がありません)

10:職員体制(主たる職員)

従業員の職種	常勤	非常勤
医師		1名
管理者	1名	
看護師	2名	1名
生活相談員	1名	
機能訓練指導員	1名	
ユニットリーダー	2名	
介護職員	6名	3名
管理栄養士		1名

11:利用について

【利用の条件】

- ・要支援1、要支援2 要介護1～5の認定を受けている方
- ・常時医療機関において治療をする必要がない方
- ・他の利用者に伝染する疾患がない方
- ・健康保険に加入している方
- ・身元引受人を立てることができる方
- ・筆の都ショートステイの運営方針に同意できる方
- ・自傷他害の恐れが無い方

【身元引受人の条件、義務等】

身元引受人は、契約上の債務について契約者と連帯して責任を負うことになります。また、事業者が入居契約の解除を必要と認め要請をした時は、協議の上、利用者の身柄引き取り、居室の明け渡しおよび居室の残り置き財産の引き取り等を行っていただきます。契約者と身元引受人は同一でも構いません。

【契約の解除】

〔利用者による解除〕

利用者、及び代理人は、事業者に対しいつでも1週間以上の予告期間をおいて、サービス利用を解除・終了することができます。

〔事業者による解除〕

事業者は、次の各項に該当する場合には、30日間の予告期間をおいて、利用を解除・終了することができます。

- ・正当な理由無く利用料その他、自己の払うべき費用を2ヶ月以上滞納した場合。
- ・利用者の行動が、他の利用者の生命又は健康に重大な危険を及ぼす恐れがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができない場合。
- ・利用者に自傷他害の恐れがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないと医師の意見を聴いた上で事業者が判断した場合。

（※ 他害においては暴言を含む）

- ・天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当サービスを利用していたくことができない場合。

なお上記の場合、事業者は、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成した居宅介護支援事業者はその旨を連絡します。

12: 秘密の保持と個人情報の保護について

【利用者および家族に関する秘密の保持について】

事業者は、本人または第三者の生命、身体等に危険があるなど正当な理由なしに、サービスを提供する上で知り得た利用者または家族に関する事項を第三者に漏らしません。この守秘義務は契約が終了した後も継続します。

【個人情報の保護について】

〔使用目的〕

- ・介護保険法に関する法令等に従い、利用者の(介護予防)短期入所生活介護計画を適切妥当に作成するために必要な場合。

〔使用にあたっての条件〕

- ・個人情報の提供は、上記の目的の範囲内で必要最小限にとどめ、情報提供の際は関係者以外には決して洩れる事のないよう、細心の注意を払います。
- ・事業者以外の外部サービスに担当者等に対して、個人情報を使用した場合、会議、相手方、内容等について記録します。

〔利用が有りうる個人情報の内容例〕

- ・氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況その他一切の利用者や家族個人に関する情報。
- ・認定調査会、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意思(認定結果通知書)
- ・その他必要な情報。

13: ご家族への連絡

- ・利用者の生活や健康状態、サービスの提供状況等は、皆様にわかりやすい様式にて、契約者または身元引受人に連絡いたします。

14: 記録の保管

- ・サービス計画およびその実施状況に関する記録は、2年の期間を定めて保管します。
- ・上記書類が必要な場合は、交付いたします。(記録の複写費用は頂く場合があります)

15:身体拘束防止

- ・利用者は、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を受けたり、精神抑制剤を投与されることはありません。
 - ・緊急やむを得ず利用者の行動を制限する場合には、その様態、時間、利用者の心身の状況、また行動の制限がやむを得ないと判断した理由を記録します。
- その従業者に対し、身体拘束防止を啓発・普及するための委員会を定期的開催、研修を実施する等の措置を講じます。

16:虐待防止

- ・ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための委員会を定期的開催、研修を実施する等の措置を講じます。

17:事故発生時の対応

- ・事故が発生した場合、予めお知らせいただいている「緊急連絡先」へ速やかに連絡します。また、必要に応じて地方公共団体など関係機関にも連絡します。
- ・事故の状況及び事故に際してとった処遇について記録します。また、事故を調査した結果に基づいて、ご家族にその発生状況やその後の対応について事実を十分に説明します。
- ・利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、利用者に対してその損害を賠償します。但し、事業者の責任に帰すべき事由によらない場合または利用者に過失がある場合は、事業者は賠償の責任を負わず、または一部の損害の賠償に限られることがあります。
- ・管理者を長とする事故対策委員会を開催し、事故の原因を解明し、再発を防ぐ為の対策を講じます。

18:非常災害時の対策

【非常時の対応】

別途定める「筆の都ショートステイ防災計画」と「業務継続計画」をもとに対処を行います。

【平常時の訓練】

別途定める「筆の都ショートステイ防災計画」と「業務継続計画」により、年2回昼間および夜間を想定した避難訓練を、利用者も参加して実施します。

【防火設備】

設備名称	個数	設備名称	個数
スプリンクラー	必要数	自動火災報知器	1基
誘導灯	7台	消火器具	3箇所
自動火災感知器	71基		

19:損害保険への加入

【保険会社名】東京海上日動火災保険株式会社

20:サービス提供に関する相談、苦情について

- ・当事業所における相談やご苦情は、次の窓口で受付を致します。尚、利用者及び身元引受人等のご協力、ご支援により事業運営をしていきたいと願っております。お気付きの点につきましても、当施設、玄関口にあります「苦情処理意見箱」をご利用頂くか、職員までご一報下さいます事を希望します。

- ・苦情又は相談があった場合は、利用者より状況の聞き取り、職員より事実確認を行います。把握後、検討し対処を行います。事業者内において処理し得ない場合は、行政窓口等の関係機関との協力により、適切な対方法を利用者の立場に立ち検討し対処いたします。
- ・提供するサービスの第三者評価は実施しておりません。

苦情解決責任者	代表取締役	大瀬戸 量子
苦情受付担当者	管理者	埜根 志乃
相談受付担当者	相談員	植木 真美
受付時間	８：３０～１７：００（月～金）※祝祭日は除く 上記以外の時間をご希望の場合は別途ご相談下さい。	
電話番号	TEL:082-847-2525 FAX:082-847-2526	
相談場所	筆の都ショートステイ相談室	

○ 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

熊野町役場 健康福祉部 高齢者支援課	所在地 広島県安芸郡熊野町中溝一丁目１番１号 電話番号 ０８２－８２０－５６０５ fax 番号 ０８２－８５５－０１５５ 対応時間 ８：３０～１７：１５（土日祝を除く）
広島市市役所 介護保険課	所在地 広島県広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号 電話番号 ０８２－５０４－２１８３ fax 番号 ０８２－５０４－２１３６ 対応時間 ８：３０～１７：１５（土日祝を除く）
広島市中区役所 厚生部福祉課高齢介護係	所在地 広島県広島市中区大手町四丁目１番１号 電話番号 ０８２－５０４－２４７８ fax 番号 ０８２－５０４－２１７５ 対応時間 ８：３０～１７：１５（土日祝を除く）
広島市南区役所 厚生部福祉課高齢介護係 介護保険係	所在地 広島県広島市南区皆実町一丁目４番４６号 電話番号 ０８２－２５０－４１３８ fax 番号 ０８２－２５４－９１８４ 対応時間 ８：３０～１７：１５（土日祝を除く）
広島市安芸区役所 厚生部福祉課介護高齢係 介護保険係	所在地 広島県広島市安芸区船越南三丁目２番１６号 電話番号 ０８２－８２１－２８２３ fax 番号 ０８２－８２１－２８３２ 対応時間 ８：３０～１７：１５（土日祝を除く）

呉市役所 福祉保健部 介護保険課	所在地 広島県呉市中央4丁目1番6号 電話番号 0823-25-3136 fax 番号 0823-22-8529 対応時間 8:30～17:15（土日祝を除く）
東広島市役所 黒瀬支店 福祉保健課	所在地 広島県東広島市黒瀬町丸山1333 電話番号 0823-82-0220 fax 番号 0823-83-2403 対応時間 8:30～17:15（土日祝を除く）
府中町役場 福祉保健部 高齢介護課	所在地 広島県安芸郡府中町大通三丁目5番1号 電話番号 082-286-3233 fax 番号 082-286-3199 対応時間 8:30～17:15（土日祝を除く）
海田町役場 福祉保健部 長寿保険課	所在地 広島県安芸郡海田町昭和町14番17号 電話番号 082-823-9609 fax 番号 082-823-9627 対応時間 8:30～17:15（土日祝を除く）
坂町役場 保険健康課	所在地 広島県安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目1番1号 電話番号 082-820-1504 fax 番号 082-820-1521 対応時間 8:30～17:15（土日祝を除く）
広島県国民健康保険団体 連合会介護保険課	所在地 広島市中区東白島町19番49号 電話番号 082-554-0783 fax 番号 082-511-9126 利用時間 8:30～17:15（土日祝を除く）

21:協力医療機関

協力 医療 機関	医療機関の名称	済生会広島病院
	所在地	〒731-4311 広島県安芸郡坂町北新地2丁目3番10号
	電話番号	082-884-2566
	診療科	総合
	救急指定の有無	なし
	契約概要	利用者等の病状から見て自ら医療を提供することが困難であると認めた時は、当施設から通院又は往診を要請し、これに対して病院は、夜間、休日の診療を含めて逐次適切な診療治療にあたる。

22:留意事項

- ・事業者は、目的施設の管理運営について、介護保険法令等を遵守し、管理者および介護従事者その他必要な職員を配置して、契約に基づくサービスを行うとともに、施設の維持管理を行います。
- ・職員の禁止行為は就業規則に定めます。